2　改正法附則第七条の規定によりなおその効力を有するものとされる旧法第十条の四の規定の適用がある場合における新令第五条の三から第五条の六までの規定の適用については、新令第五条の三第二項、第五条の四第九項、第五条の五第八項及び第五条の六第五項中「規定並びに」とあるのは「規定」と、「規定を」とあるのは「規定並びに租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第十六号）附則第七条の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第一条の規定による改正前の租税特別措置法第十条の四第三項及び第四項の規定を」と、「同法」とあるのは「所得税法」とする。

3　附則第一条第六号に定める日がこの政令の施行の日（以下「施行日」という。）後である場合には、施行日から同号に定める日の前日までの間における前項の規定の適用については、同項中「第五条の四第九項」とあるのは、「第五条の四第八項」とする。

4　改正法附則第七条の規定によりなおその効力を有するものとされる旧法第十条の四の規定の適用がある場合における東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令（平成二十三年政令第百十二号）第十二条の二から第十二条の三の二までの規定の適用については、同令第十二条の二第四項第一号、第十二条の二の二第二項、第十二条の三第三項及び第十二条の三の二第三項中「規定並びに」とあるのは「規定」と、「規定を」とあるのは「規定並びに租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第十六号）附則第七条の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第一条の規定による改正前の租税特別措置法第十条の四第三項及び第四項の規定を」とする。

5　福島復興再生特別措置法（平成二十四年法律第二十五号）の施行の日（以下「福島復興特別措置法施行日」という。）が施行日後である場合には、施行日から福島復興特別措置法施行日の前日までの間における第一項及び前項の規定の適用については、第一項中「、第十条の二の二第三項及び第四項、第十条の三第一項並びに第十条の三の二第一項」とあるのは「並びに第十条の三第一項」と、前項中「第十二条の二から第十二条の三の二まで」とあるのは「第十二条の二及び第十二条の三」と、「、第十二条の二の二第二項、第十二条の三第三項及び第十二条の三の二第三項」とする。

（所得税の額から控除される特別控除額の特例に関する経過措置）

第五条　改正法附則第七条の規定によりなおその効力を有するものとされる旧法第十条の四の規定の適用がある場合における改正法第一条の規定による改正後の租税特別措置法（以下「新法」という。）第十条の六の規定に基づく新令第五条の七の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

第一項	規定を	規定並びに租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第十六号。以下この項及び次項において「改正法」という。）附則第七条の規定によりなおその効力を有するものとされる改正法第一条の規定による改正前の租税特別措置法（次項及び第三項において「旧効力措置法」という。）第十条の四第三項及び第四項の規定を
第二項	同項各号に掲げる規定	同項各号に掲げる規定（旧効力措置法第十条の四第十項の規定を含む。）」と
	同法	所得税法
	同項各号に掲げる規定	同項各号に掲げる規定（旧効力措置法第十条の四第十項の規定を含む。）にかかわらず
第三項	規定にかかわらず	同項各号に掲げる規定（租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第十六号）附則第七条第二項（沖縄の特定中小企業者が経営革新設備等を取得した場合の特別償却又は所得税額の特別控除に関する経過措置）の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第一条（租税特別措置法の一部改正）の規定による改正前の租税特別措置法第十条の四第三項及び第四項（沖縄の特定中小企業者が経営革新設備等を取得した場合の所得税額の特別控除）の規定を含む。）」と

2　改正法附則第七条の規定によりなおその効力を有するものとされる旧法第十条の四の規定の適用がある場合であって、改正法第九条の規定による改正後の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成二十三年法律第二十九号。以下「新震災特例法」という。）第十条の二から第十条の三の二までの規定の適用がある場合における新法第十条の六の規定に基づく新令第五条の七の規定の適用については、前項及び東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成二十四年政令第百七号）による改正後の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令（以下「新震災特例法施行令」という。）第十二条の四の規定にかかわらず、次の表の上欄に掲げる新令第五条の七の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

第一項	規定を	規定並びに租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第十六号。以下この項及び次項において「改正法」という。）附則第七条の規定によりなおその効力を有するものとされる改正法第一条の規定による改正前の租税特別措置法（次項及び第三項において「旧効力措置法」という。）第十条の四第三項及び第四項の規定並びに東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成二十三年法律第二十九号。以下この条において「震災特例法」という。）第八条第二項、第十条の二第二項及び第四項、第十条の三第一項の規定を
第二項	同項各号に掲げる規定	同項各号に掲げる規定（旧効力措置法第十条の四第三項又は第四項の規定、震災特例法第十条の二第三項又は第四項の規定、震災特例法第十条の三の二第一項の規定を含む。）
	同法	所得税法
	同項各号に掲げる規定	同項各号に掲げる規定（旧効力措置法第十条の四第三項又は第四項の規定、震災特例法第十条の二第三項又は第四項の規定、震災特例法第十条の三の二第一項の規定を含む。）」と
第三項	規定にかかわらず	規定（旧効力措置法第十条の四第十項の規定を含む。）にかかわらず
	同項各号に掲げる規定	同項各号に掲げる規定（租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第十六号）附則第七条第二項（沖縄の特定中小企業者が経営革新設備等を取得した場合の特別償却又は所得税額の特別控除に関する経過措置）の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第一条（租税特別措置法の一部改正）の規定による改正前の租税特別措置法第十条の四第三項及び第四項（沖縄の特定中小企業者が経営革新設備等を取得した場合の所得税額の特別控除）の規定を含む。）」と